

受領 令和3年8月24日 11時13分

通告番号(9)1/3

令和3年8月24日

読谷村議会
議長 伊波 篤 殿

読谷村議会議員
上 地 榮 印

一般質問通告書

第510回読谷村議会定例会において次の事項の質問をしたいので、会議規則第61条第2項の規定により通告いたします。

質 問 要 旨	答弁を求める者
<p>1 新型コロナ対策事業について。</p> <p>(1) 本村の直近の感染者数は。</p> <p>ア 男女別。</p> <p>イ 年代別。(10歳未満、10代から90代以上)</p> <p>(2) 本村の直近の接種者数、摂取率は。</p> <p>ア 医療従事者。</p> <p>イ 高齢者。</p> <p>ウ 64歳以下。</p> <p>(3) ワクチン接種に伴う重いアレルギー反応等の症例の有無とその対処。</p> <p>(4) 病床逼迫による自宅療養者の数とその対策は。</p> <p>(5) 今後のコロナ対策事業は。</p>	
<p>2 トリイ通信施設等周辺農業用施設(農業機械)整備助成事業の展開は。</p> <p>(1) 当該事業の目的は。</p> <p>(2) ハーベスター等の購入から今日までの取り組み経過は。(時系列に)</p> <p>(3) これからの同施設内におけるハーベスター等の運用は。</p> <p>(4) 今後の課題は。</p>	

質 問 要 旨	答弁を求める者
<p>3 楚辺浄化センターの過去、現在、未来。</p> <p>当該センターは平成8年10月に快適な文化生活の向上と楚辺海岸の環境保全のため建設され、今年で25年が経過した。その結果、一定程度、達成されているが、一部同センターの増設及び経年劣化による悪臭等が懸念されている。そこで、以下の質問を行う。</p> <p>(1) 供用開始から今日までの主な取り組みの経過は。</p> <p>(2) 同センターの処理能力の経過は。</p> <p>(3) 当初と直近の接続率及び利用可能人口と接続(加入)人口は。</p> <p>(4) 当初と直近の下水道総使用料と維持管理費の収支バランスは。</p> <p>(5) 流域関連公共下水道の共用開始(平成14年)当初と直近の下水道総使用料と維持管理費の収支バランスは。</p> <p>(6) 下水道増設計画について。</p> <p>ア 平成30年度第478回定例会における一般質問に対する検討経過と結果は。</p> <p>イ 読谷村下水道事業経営戦略において「都屋区の一部の整備や楚辺浄化センターの増設」が示されているが、その根拠、事業概要、事業費、費用対効果は。</p> <p>ウ 当該施設の耐用年数との兼ね合いで将来計画は。</p>	
<p>4 人口と人口密度について。</p> <p>(1) 全国的に人口減少が叫ばれる中、本村の将来人口は。</p> <p>ア 増加傾向にあるか、ないか。</p> <p>イ その背景と根拠は。</p> <p>(2) 直近の人口密度は。(人数と番付)</p> <p>ア 全国。</p> <p>イ 東京。</p> <p>ウ 沖縄県。</p> <p>エ 読谷村。</p> <p>オ 字楚辺。(番付なし)</p> <p>カ トリイ通信施設の区域を含まない字楚辺の人口密度。</p>	

質 問 要 旨	答弁を求める者
<p>5 農振農用地域にある土地の宅地化について。</p> <p>上記の事案については、平成28年に申請し、平成29年2月に村から回答を受けた。当該地は、民間住宅に隣接しており、申請者は楚辺地域に住宅地を求めるのは厳しい状況にある。当時の職員は「県が承認したら可能である。」と言っており、県は「基本的に村が承認したらできる」との話だったとのことである。</p> <p>そこで、以下の通り質問する。</p> <p>(1) 平成28年の申請を受けて、平成29年2月の回答に至る経過と回答内容は。</p> <p>(2) 回答後の取り組み経過等は。(申請者とのやりとり、地番の見直し等)</p> <p>(3) 農振法では、外す要因として社会的変化がある時は可能であると聞くが、具体的にはどういった場合か。</p> <p>(4) 農振農用地域から住宅地として承認した事例はないか。</p>	